

1F燃料デブリの使用変更許可申請書上の位置づけについて

基本的な方針

- 既許可の核燃料物質の内のいずれか一つ又は複数に該当するものとして、当該核燃料物質の予定使用量の内数（複数に該当する場合はそれぞれの内数）として取り扱う。
- 上記の内数において、燃料デブリの年間予定使用量について許可を得る。

JAEA各拠点の使用変更許可申請書上の1Fデブリの位置づけ

拠点	施設	内数とする核燃料物質の種類	1F燃料デブリの年間予定使用量	申請状況
大洗研	AGF	天然ウラン及びその化合物 劣化ウラン及びその化合物 濃縮ウラン及びその化合物（濃縮度20%未満） プルトニウム及びその化合物	10 g	R2.3.29：申請 R2.8.6：補正 R2.9.30：許可
	FMF	天然ウラン及びその化合物 劣化ウラン及びその化合物 濃縮ウラン及びその化合物（濃縮度20%未満） プルトニウム及びその化合物	90 g	
原科研	燃料試験施設	使用済燃料	約90 g 相当	R2.10.12：申請
	BECKY	使用済燃料	1.85×10^{10} Bq	
核サ研	CPF	劣化ウラン及びその化合物 濃縮ウラン及びその化合物（濃縮度20%未満） プルトニウム及びその化合物	10 g	R2.11.20：申請

※ 今後のJAEA他施設における変更申請においても同様の方針に従って申請する。